

第三百三十二回
参議院建設委員會會議録第四号

平成七年三月九日(木曜日)
午後零時四分開会

委員の異動

二月二十三日

辞任

三重野榮子君

三月二日

辞任

山田 勇君

補欠選任

青木 新次君

補欠選任

矢原 秀男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

合馬 敬君

上野 公成君

吉川 博君

三上 隆雄君

矢原 秀男君

委員

太田 豊秋君

松谷蒼一郎君

佐藤 三吾君

山本 正和君

広中和歌子君

磯村 修君

上田耕一郎君

西野 康雄君

国務大臣

建設大臣

野坂 浩賢君

政府委員

建設大臣官房長

建設省建設経済局長

建設省都市局長

建設省道路局長

伴 襄君

小野 邦久君

近藤 茂夫君

藤川 寛之君

建設省住宅局長 梅野捷一郎君

事務局側

常任委員会専門員

駒澤 一夫君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○都市緑地保全法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(合馬敬君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二月二十三日、三重野榮子君が委員を辞任され、その補欠として青木新次君が選任されました。

また、去る三月二日、山田勇君が委員を辞任され、その補欠として矢原秀男君が選任されました。

○委員長(合馬敬君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(合馬敬君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に矢原秀男君を指名いたします。

○委員長(合馬敬君) 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案、住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案、電線共同溝の整備等に関する特別措置法案及び都市緑地保全法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案について政府から趣旨説明を聴取いたします。

建設大臣野坂浩賢君。

○国務大臣(野坂浩賢君) ただいま議題となりました宅地建物取引業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国の不動産取引市場は、近年のいわゆるバブル経済において見られたように、その閉鎖性や不透明性を今なお十分に払拭し切れていない状況にあります。こうした問題を解決し、消費者利益の増進を図るためには、取引関係者が多数の物件情報を共有することにより、最適な取引相手を選定し、迅速に見出せる場を整備し、その場を通じた取引の拡大等を行うことが必要かつ緊急の課題となっております。

また、最近における不動産取引の実情等にかんがみ、宅地建物取引業者等の適正な業務を確保する措置の充実が求められている一方、宅地建物取引業に係る各種規制については、その簡素合理化を図るという今日的課題に対応する必要があると存じます。

この法律案は、このような状況にかんがみ、媒介契約制度の改正及び指定流通機構制度の整備を行うとともに、業務に係る禁止事項等の追加、契

約成立前に説明すべき事項の充実、合理化等を図るほか、免許の有効期間の延長等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、契約の相手方を探索するため、当該契約の目的物である宅地または建物につき、一定の事項を指定流通機構に登録しなければならないこととしております。

第二に、指定流通機構の指定は、登録業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人であることその他一定の要件を備える者について行うものとするともに、その業務の適正な遂行を確保するため、所要の監督規定を整備することとしております。

第三に、宅地建物取引業者等の業務に関する禁止事項として宅地建物取引業に係る契約の締結をさせ、または解除等を妨げるため相手方を威迫する行為等を追加することとしております。

第四に、契約成立前に説明すべき事項の充実及び簡素化を図るため、法令に基づく制限に関する事項等一定の事項について、契約内容の別に応じて政令または省令で定めることができるようにすることとしております。

第五に、宅地建物取引業の規制の簡素合理化等を行うこととし、免許の有効期間を三年から五年に延長するとともに、一定の届け出事項の廃止等を行うこととしております。

その他、これらの改正に関連して罰則規定の整備等所要の改正を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案について政府から趣旨説明を聴取いたします。建設大臣野坂浩賢君。

○国務大臣(野坂浩賢君) たいま議題となりまして住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、かねてより国民の住宅建設に必要な資金を融通することにより、国民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与してまいりました。ところでありますが、今後なお一層国民の良質な住宅の取得の促進と良好な居住環境の確保を図っていくためには、現下の財政状況を考慮しつつ、諸般の改善措置を講ずることが必要であると考えられます。

この法律案は、以上のような観点から、今国会に提出された平成七年度予算案に盛り込まれている貸付制度の改善等につきまして、住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の改正を行うものとしてあります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、一定の中古マンションに対する貸付金の利率の引き下げ及び償還期間の延長の特例措置について、平成七年三月三十一日が適用期限とされているものを、平成八年度末までの二年間延長を行うものとしてあります。

第二に、平成七年度から平成十一年度までの各年度の特別損失について、平成十七年度までに交付金を交付して整理することとしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長(合馬敬君) 次に、電線共同溝の整備等に関する特別措置法案について政府から趣旨説明を聴取いたします。建設大臣野坂浩賢君。

○国務大臣(野坂浩賢君) たいま議題となりまして電線共同溝の整備等に関する特別措置法案に

つきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

電線による道路の占用につきましては、安全かつ円滑な道路交通の確保や道路景観の整備の観点から、従来より地中化を進めてきたところであります。今後は、都市防災対策の強化、高度情報化社会の実現のための電線の収容空間の確保等の必要性が高まっていることから、電線の地中化を一層推進していくことが必要となるものであります。

この法律案は、以上のような事情にかんがみて、道路管理者が、特定の道路について、電線を共同して収容する電線共同溝の整備等を行うことにより、道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、道路管理者が、道路の安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及び電柱の撤去または設置の制限をすることが特に必要であると認められる道路について、電線共同溝整備道路として指定することができることとしてあります。

第二に、電線共同溝整備道路として指定された道路については、道路管理者が、電線共同溝整備計画に基づいて電線共同溝を建設するとともに、当該道路の地上において、一定のものを除き、電線及び電柱の設置が制限されることとしてあります。

第三に、電線共同溝の整備に要する費用の一部を負担した占用予定者等は、道路管理者の許可を受けて電線共同溝を占有することができることとしてあります。

第四に、電線共同溝の整備に要する費用に関しては、国庫による負担及び補助の道路法の特例を設けることとしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(合馬敬君) 次に、都市緑地保全法の一部を改正する法律案について政府から趣旨説明を聴取いたします。建設大臣野坂浩賢君。

○国務大臣(野坂浩賢君) たいま議題となりまして都市緑地保全法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

緑豊かな美しい町づくりを推進し、安全で良好な都市環境を形成するためには、都市における緑とオープンスペースを確保することが極めて重要であります。

このため、従来から、都市公園の計画的な整備、緑地保全地区の指定等による緑地の保全、公共施設の緑化等により緑とオープンスペースの整備及び確保を図ってきたところでありますが、今後は、住民等の発意に基づく都市の緑の確保に対する取り組みについてもこれを積極的に支援していくことが効果的であります。

この法律案は、このような状況にかんがみ、土地の所有者と地方公共団体等との契約に基づく市民緑地制度を創設するとともに、都市における緑地の保全及び緑地の推進を目的として設立された公益法人を緑地管理機構として指定する制度の整備、緑化協定制の拡充等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、地方公共団体等は、良好な都市環境を確保するため、土地の所有者からの申し出に基づき、当該土地の所有者と契約を締結し、当該土地に住民の利用に供する市民緑地を設置し、管理することができることとし、緑地保全地区等における行為制限の特例を設けることとしてあります。

第二に、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人で、都道府県知事が緑地管理機構として指定したものは、市民緑地の設置及び管理、緑

地保全地区内の緑地の買入れ等の業務を行うことができることとしてあります。

第三に、住民の合意による緑地の保全を促進するため、緑化協定制を拡充し、緑地の保全を図るための事項を協定に定めることができることとしてあります。

その他、これらに関連いたしました関係規定の整備を行うこととしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(合馬敬君) 以上で四案の趣旨説明の聴取は終わりました。

四案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

次回委員会は、明日午前十時に開会し、参議院先議法案の宅地建物取引業法の一部を改正する法律案及び都市緑地保全法の一部を改正する法律案の二案の審査を行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会

二月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(第一九一号)(第一九四号)(第二二一号)(第二二五号)(第二二八号)

一、尾瀬分水反対に関する請願(第二二一号)(第二二二号)

第一九一号 平成七年二月十日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三二通)

請願者 熊本市御幸笛田町一、六八二ノ五 多田洋子 外二名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一九四号 平成七年二月十三日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三三三)

請願者 鹿児島市唐湊三ノ六ノ二三 寺

地英隆 外二名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二一一号 平成七年二月十四日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三三三)

請願者 熊本県球磨郡錦町大字木上新立

上田敬太郎 外二名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二一五号 平成七年二月十五日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三三三)

請願者 熊本県菊池郡西合志町須尾二、〇

一ノ一 吉富誠 外二名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二一八号 平成七年二月十六日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(三三三)

請願者 鹿児島市吉野町六、三三四ノ六

西田朗子 外二名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二二号 平成七年二月十六日受理

尾瀬分水反対に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六 菅野喬之

紹介議員 鈴木 省吾君

我が国が当面する国土政策として、多極分散型国

土形成により、首都圏への一極集中を是正し、地域の特性をいかした特色ある地域社会の形成を行い、国土の均衡ある発展を図ることが重要な課題となつてゐる。このような状況の中で、尾瀬の水資源は、新潟・福島両県の産業経済、社会生活の発展に大きく寄与してきたところであり、今後においても両県の産業及び生活基盤の確立と定住環境の整備を積極的に推進するために、欠くことのできない重要な資源となつてゐる。また、我が国随一の広域高層湿原である尾瀬は、豊かな自然環境と貴重な学術的価値を有しており、この地域を将来にわたつて保護・保存することは、国民の大きな責務でもある。このため、新潟・福島両県では、従来から首都圏の尾瀬分水を求める動きに対して、強く反対してきたところであり、今後とも尾瀬分水については容認できないものである。ついでには、尾瀬の自然環境を保護するとともに、尾瀬分水を将来にわたつて絶対に行わないようにされたい。

第二二三号 平成七年二月十六日受理

尾瀬分水反対に関する請願

請願者 新潟市新光町四ノ一 馬場潤一郎

紹介議員 真島 一男君

この請願の趣旨は、第二一八号と同じである。

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、住宅金融公庫法及び北海道防犯住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

一、電線共同溝の整備等に関する特別措置法案

住宅金融公庫法及び北海道防犯住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法及び北海道防犯住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部改正

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百

五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「平成七年三月三十一日」を

「平成九年三月三十一日」に改める。

附則第十四項の表を次のように改める。

一	昭和五十九年度末までに政府から借り入れた借入金の利息(当該借入金の利率が年六・五パーセントを超える場合における当該超える部分の利率に係る利息に限る。二の項において同じ。)	
	平成三年度以降平成十二年度までの各年度	平成二年度以降の各年度
二	平成六年度末までに政府から借り入れた借入金の利息で平成七年度から平成十一年度までの各年度において支払うべきもの	平成八年度以降平成十七年度までの各年度

附則第十六項中「昭和六十年から平成元年度」を「平成三年度から平成十二年度」に、「平成元年度において、同表三の項に係る特別損失にあつては平成三年度から平成十二年度」を「平成八年度から平成十七年度」に改める。

第二条 北海道防犯住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案

(目的) 第一条 この法律は、電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、電線共同溝の整備等を行うことにより、当該道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

3 この法律において「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。

第二章 電線共同溝の建設

(電線共同溝を整備すべき道路の指定)

第三条 道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設

置の制限をすることが特に必要であると認められる道路又は道路の部分について、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会、市町村(当該指定に係る道路の道路管理者が市町村である場合の当該市町村及び次項の規定による要請をした市町村を除く。)、当該道路の沿道がその供給区域に該当する電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第二項に規定する一般電気事業者及び当該道路の沿道がその業務区域に該当する電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者(政令で定める者を除く。)の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 市町村は、当該市町村の区域内に存する道路の道路管理者に対し、第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

4 道路管理者は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請)
第四条 前条第一項の規定による指定があったときは、電線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝の占用の希望する者は、建設省令で定めるところにより、道路管理者に当該電線共同溝の建設完了後の占用の許可を申請することができる。

2 道路管理者は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る道路又は道路の部分(以下「電線共同溝整備道路」という。)について、当該指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき当該道路の地上に設置された電線又は電柱(いまだ設置に

至らないものを含む。)の設置及び管理を行う者にに対し、前項の規定による申請を勧告することができる。

3 国が電線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝の占用の希望する場合においては、国が道路管理者に協議することをもって、第一項の規定による申請をしたものとみなす。

4 道路管理者は、第一項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その申請を却下しなければならない。

一 当該申請の内容が、当該電線共同溝整備道路の構造等に照らし採用することのできる電線共同溝の規模及び構造上相当でないことと認められるものであること。

二 当該申請が、当該電線共同溝の建設及び管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであること。

(電線共同溝の建設)

第五条 道路管理者は、電線共同溝整備道路について、この章に定めるところにより、電線共同溝を建設するものとする。

2 道路管理者は、前条第一項の規定による申請をした者(同条第四項の規定により却下された者を除く。以下「電線共同溝の占用予定者」という。)の意見を聴いて電線共同溝整備計画を定め、これに基づき電線共同溝の建設を行わなければならない。

3 前項の電線共同溝整備計画には、電線による道路の占用の動向を勘案してその構造の保全その他の道路の管理上必要と認められる場合においては、電線共同溝の占用予定者以外の者の占用のための電線共同溝の部分の定めることができる。

4 道路管理者がこの法律の規定に基づき電線共同溝として建設する施設については、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の規定は、適用しない。

(電線共同溝の占用予定者の地位の承継)
第六条 相続人、合併により設立される法人その

他の電線共同溝の占用予定者の一般承継人は、電線共同溝の占用予定者の地位を承継する。

2 前項の規定により電線共同溝の占用予定者の地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、道路管理者にその旨を届け出なければならない。

(電線共同溝の占用予定者の建設負担金)

第七条 電線共同溝の占用予定者は、電線共同溝の建設に要する費用のうち、電線共同溝の建設によつて支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2 電線共同溝の建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に關し必要な事項は、政令で定める。

(電線共同溝の増設)

第八条 道路管理者は、第五条に規定するところにより電線共同溝が建設された電線共同溝整備道路について、既設の電線共同溝の収容能力に不足を生じたと認めるときは、この条に定めるところにより、電線共同溝を増設することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により電線共同溝を増設しようとするときは、その旨を公示しなければならない。

3 第四条、第五条第二項から第四項まで、第六条及び前条の規定は、第一項の規定による電線共同溝の増設について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「前条第一項の規定による指定」とあるのは、「第八条第二項の規定による電線共同溝の増設の公示」と、同条第一項及び第三項中「建設完了後」とあるのは「増設完了後」と、同条第二項中「当該指定」とあるのは「当該公示」と、同条第四項第二号、第五条第二項及び前条中「建設」とあるのは「増設」と、第五条第二項中「前条第一項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第一項」と、「同条第四項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第四項」と、同項及び同条

第三項、第六条並びに前条第一項中「電線共同溝の占用予定者」とあるのは「増設に係る電線共同溝の占用予定者」と、第五条第二項及び第三項中「電線共同溝整備計画」とあるのは「電線共同溝増設計画」と、同条第四項中「建設する」とあるのは「増設する」と読み替えるものとする。

(電線共同溝整備道路における道路占用の許可等の制限)

第九条 道路管理者は、第三条第一項の規定による指定をした場合においては、当該指定に係る電線共同溝整備道路の地上における電線及びこれを支持する電柱による占用に關し、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議を成立させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第三条第一項の規定による指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき設置された電線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合

二 電線共同溝の建設若しくは増設が完了する以前において又はその改築、維持、修繕若しくは災害復旧のために必要な期間中において、緊急の必要に基づき、当該電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者又はこの法律の規定に基づき当該電線共同溝を占有する者が、その建設若しくは増設の完了後又はその改築、維持、修繕若しくは災害復旧の終了後当該電線共同溝に敷設すべき電線又はこれを支持する電柱を仮に設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合

三 電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づき、電線電気通信事業法に基づくものにあっては、同法第六十二条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供するものに限る。)を設置しようとする者が、当該電線を当該道路

この法律の規定に基づき当該電線共同溝を

く地位を承継する。

前項の規定により許可に基づく地位を承継し

は、前項の場合について準用する。

4 道路管理者は、第二項の規定による補償金額

よる増設を含む。以下この条及び次条において同じ。又は改築、維持、修繕、災害復旧その他

の管理に要する費用(第七条第一項、第八条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項又は第十九条の規定により電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者又は電線共同溝を占用する者が負担すべき費用(以下この条において「建設負担金等」という。)を除く。は、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市(以下「指定市」という。がそれぞれ二分の一を負担する。ただし、道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合については、政令で、二分の一を超える特別の負担割合を定めることができる。

2 国は、前項の場合を除き、電線共同溝の建設又は改築に要する費用(建設負担金等を除く。の二分の一以内を、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用を負担する地方公共団体に対して補助することができ

3 前二項の規定にかかわらず、電線共同溝の建設又は改築が道路(道路の附属物を除く。以下この項において同じ。)の新設又は改築に伴うものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前二項の規定による負担又は補助は、当該各号に定める負担又は補助とする。

一 当該道路が国道である場合 当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者によるその負担の割合(道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合については、第一項ただし書の政令で定める割合を下回るときは、当該政令で定める割合)に応じた負担は、当該道路の新設又は改築が道路法その他の法律の規定による国の補助の対象となる都道府県道又は市町村道である場合 当該都道府県道又は市町村道の新設又は改築に要する費用に補助することのできる割合以内での補助

いは、道路法第八十五条第三項の規定は、適用しない。

(収入の帰属)

第二十三条 第七条第一項(第八条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項又は第十九条の規定に基づく負担金は、当該電線共同溝の建設又は改築、維持、修繕その他の管理を行う道路管理者(当該道路管理者が建設大臣であるときは国、地方公共団体の長であるときは当該地方公共団体の長の統括する地方公共団体)の収入とする。

(義務履行のために要する費用)

第二十四条 この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の定めがある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

(負担金の強制徴収)

第二十五条 道路法第七十三条の規定は、第七条第一項(第八条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項又は第十九条の規定に基づく負担金の徴収について準用する。

(行政処分)

第二十六条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による許可若しくは第十五条第一項の規定による承認を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又は電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者の地位を取り消すことができる。

一 詐欺その他の不正な手段により第十条、第十一条第一項若しくは第十五条第一項の規定による許可若しくは第十五条第一項の規定による承認を受け、又は電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者の地位を得た者

二 第十条又は第十一条第三項(第十二条第二項において準用する場合を含む。の規定による許可の内容に違反して電線共同溝を占用し

た者

三 第七条第一項(第八条第三項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項又は第十九条の規定により納付すべき負担金を納付しない者

四 第十六条第二項又は第十七条第一項の規定による処分に違反している者

(不服申立て)

第二十七条 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市(道路法第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。以下この項において同じ。)である道路管理者がした処分については建設大臣に対して、市町村(指定市及び特定の市を除く。)である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできる。

2 この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

(権限の委任)

第二十八条 この法律に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(道路法の適用除外)

第二十九条 この法律に基づく電線共同溝の占用に関しては、道路法第三章第三節(第三十九条を除く。)の規定は、適用しない。

(罰則)

第三十条 第六条第二項(第八条第三項において準用する場合を含む。又は第十四条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(道路法の一部改正)

第二条 道路法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第七号中「共同溝整備道路を「共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第 号)第四

条第二項に規定する電線共同溝整備道路」に、

「設ける共同溝」を「設ける共同溝又は電線共同溝」に改める。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第三条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第六条第五項を、

沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第六条第五項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第 号)第二十二條第一項若しくは第三項に、

「又は共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条を、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七條第一項(同法第八條第三項において準用する場合を含む。)、第十三條第一項若しくは第十九條」に改める。

三月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 指定保証機関(第五十一條第一節 第三節 指定保管機関(第六十三條第三

節 指定保証機関(第五十一條第一節 第三節 指定保証機関(第六十三條第三

節 指定保証機関(第五十一條第一節 第三節 指定保証機関(第六十三條第三

条の二（第五十條の十五）に「第八十五條を「第三條の三（第六十四條）」に改める。

第三條第二項中「三年」を「五年」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（免許の條件）

第三條の二 建設大臣又は都道府県知事は、前條第一項の免許（同條第三項の免許の更新を含む。第二十五條第六項を除き、以下同じ。）に條件を付し、及びこれを変更することが出来る。

2 前項の條件は、宅地建物取引業の適正な運営並びに宅地及び建物の取引の公正を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該免許を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第四條第一項中「前條第一項」を「第三條第一項」に改め、「（同條第三項の免許の更新を含む。第二十五條第六項を除き、以下同じ。）を削り、次の各号に」を次に改め、同項第二号中「住所並びに」を削り、「その者の氏名及び住所」を「その者の氏名」に改め、同項第三号中「住所並びに」を削り、「ときは、その者の氏名及び住所」を「ときは、その者の氏名」に改め、同項第五号中「及び住所」を削り、同項第六号中「行なつて」を「行つて」に改める。

第五條第一項中「添附書類」を「添付書類」に改め、同項第二号中「第六十六條第八號」を「第六十六條第一項第八號」に、「及び第六十六條」を「及び第六十六條第一項」に改め、同項第二号の二中「第六十六條第八號」を「第六十六條第一項第八號」に改め、同項第三号の二中「の規定に違反し」を「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七號）の規定（同法第三十一條第七項の規定を除く。第十八條第一項第五号の二及び第五十二條第七号ハにおいて同じ。）に違反したことにより」に、「犯し」を「犯したことにより」に改める。

第八條第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、

同項第三号中「住所並びに」を削り、「その者の氏名及び住所」を「その者の氏名」に改め、同項第四号中「住所並びに」を削り、「ときは、その者の氏名及び住所」を「ときは、その者の氏名」に改め、同項第六号中「及び住所」を削り、

第九條中「二週間」を「三十日」に改める。

第十六條第三項を次のように改める。

3 建設大臣が指定する者が建設省令で定めるところにより行う講習の課程を修了した者については、建設省令で定めるところにより、試験の一部を免除する。

第十六條の五第一項中、「その旨を建設大臣に報告するとともに」を削る。

第十六條の十三中第四項を第五項とし、同條第三項中「前二項」を「第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、第十六條第三項の指定を受けた者について準用する。この場合において、第一項中「試験事務」とあるのは、「講習の業務」と読み替へるものとする。

第十六條の十六第二項中、「建設大臣に報告するとともに」を削る。

第十八條第一項第四号及び第四号の二中「第六十六條第八號」を「第六十六條第一項第八號」に改め、同項第五号の二中「の規定に違反し」を「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより」に、「犯し」を「犯したことにより」に改め、同項第八号中「第六十八條」を「第六十八條第二項又は第四項」に改める。

第十九條の二及び第二十二條の二第七項中「第六十八條」を「第六十八條第二項又は第四項」に改める。

第二十四條中「試験」の下に、「第十六條第三項の指定を加える。

第三十四條の二第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第

六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 当該宅地又は建物の第五項に規定する指定流通機構への登録に関する事項

第三十四條の二第五項を次のように改める。

5 宅地建物取引業者は、専任媒介契約を締結したときは、契約の相手方を探索するため、建設省令で定める期間内に、当該専任媒介契約の目的物である宅地又は建物につき、所在、規模、形質、売買すべき価額その他建設省令で定める事項を、建設省令で定めるところにより、建設大臣が指定する者（以下「指定流通機構」という。）に登録しなければならない。

第三十四條の二第七項中「前項まで」を「第六項まで及び前項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第六項中「専属専任媒介契約」を「依頼者が当該宅地建物取引業者が探索した相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結することができない旨の特約を含む専任媒介契約」に改め、同項を同條第八項とし、同條第五項の次に次の二項を加える。

6 前項の規定による登録をした宅地建物取引業者は、第五十條の六に規定する登録を証する書面を遅滞なく依頼者に引き渡さなければならない。

7 前項の宅地建物取引業者は、第五項の規定による登録に係る宅地又は建物の売買又は交換の契約が成立したときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該登録に係る指定流通機構に通知しなければならない。

第三十五條第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「制限」の下に「契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は賃借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に応じて」を加え、同項第三号中「私道」を「当該契約が建物の賃借の契約以外のものであるときは、私道」に改め、同項第五号の二中「一むね」を「一棟」に、「数むね」を「数棟」に改め、「事項で」の下に「契約内容の別に」を

て」を加え、同項に次の一号を加える。

十二 その他宅地建物取引業者の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して建設省令で定める事項

第四十七條の次に次の一條を加える。

第四十七條の二 宅地建物取引業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この条において「宅地建物取引業者等」という。）は、宅地建物取引業に係る契約の締結の勧誘をするに際し、宅地建物取引業者の相手方等に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供する行為をしてはならない。

2 宅地建物取引業者等は、宅地建物取引業に係る契約を締結させ、又は宅地建物取引業に係る契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、宅地建物取引業者の相手方等を威迫してはならない。

3 宅地建物取引業者等は、前二項に定めるもののほか、宅地建物取引業に係る契約の締結に関する行為又は申込みの撤回若しくは解除の妨げに関する行為であつて、宅地建物取引業者の相手方等の保護に欠けるものとして建設省令で定めるものをしてはならない。

第五十條第二項中「並びに」を「及び」に、「氏名及び住所を、前項の建設省令で定める場所について所在地、業務内容及び業務を行う期間を、」を「氏名」に改める。

第五章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 指定流通機構（指定等）

第五十條の二 第三十四條の二第五項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）は、次に掲げる要件を備える者であつて、次条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものにつき、建設省令で定めるところにより、その者の同意を得て行わなければならない。

一 宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通

の円滑化を目的として民法第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 第五十条の十四第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 第五条第一項第一号、第三号又は第三号の二に該当する者

ロ 指定流通機構が第五十条の十四第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定流通機構の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

2 建設大臣は、指定をしたときは、指定流通機構の名称及び主たる事務所の所在地、当該指定をした日その他建設省令で定める事項を公示しなければならない。

3 指定流通機構は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定流通機構の業務)

第五十条の三 指定流通機構は、この節の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一 専任媒介契約その他の宅地建物取引業に係る契約の目的物である宅地又は建物の登録に関すること。

二 前号の登録に係る宅地又は建物についての情報を、宅地建物取引業者に対し、定期的に又は依頼に応じて提供すること。

三 前二号に掲げるもののほか、前号の情報に関する統計の作成その他宅地及び建物の取引の適正の確保及び流通の円滑化を図るために必要な業務

2 指定流通機構は、建設省令で定めるところにより、その業務の一部を、建設大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

(差別的取扱いの禁止)

第五十条の四 指定流通機構は、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務(以下この節において「登録業務」という。)の運営に關し、宅地又は建物を登録しようとする者その他指定流通機構を利用しようとする宅地建物取引業者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(登録業務規程)

第五十条の五 指定流通機構は、登録業務に関する規程(以下この節において「登録業務規程」という。)を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 登録業務規程には、登録業務の実施方法(登録業務の連携、代行等に関する他の指定流通機構との協定の締結を含む)、登録業務に関する料金その他の建設省令で定める事項を定めておかなければならない。この場合において、当該料金は、能率的な業務運営の下における適正な原価を償う限度のものであり、かつ、公正妥当なものでなければならない。

3 建設大臣は、第一項の認可をした登録業務規程が登録業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定流通機構に対し、その登録業務規程を變更すべきことを命ずることができる。

(登録を証する書面の発行)

第五十条の六 指定流通機構は、第三十四条の二第五項の規定による登録があつたときは、建設省令で定めるところにより、当該登録をした宅地建物取引業者に対し、当該登録を証する書面を発行しなければならない。

(売買契約等に係る件数等の公表)

第五十条の七 指定流通機構は、当該指定流通機構に登録された宅地又は建物について、建設省令で定めるところにより、毎月の売買又は交換

の契約に係る件数その他建設省令で定める事項を公表しなければならない。

(事業計画等)

第五十条の八 指定流通機構は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定流通機構は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

(登録業務に関する情報の目的外使用の禁止)

第五十条の九 指定流通機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録業務に關して得られた情報を、第五十条の三第一項に規定する業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

(役員の選任及び解任)

第五十条の十 指定流通機構の役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 建設大臣は、指定流通機構の役員が、この法律の規定(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第五十条の五第一項の規定により認可を受けた登録業務規程に違反する行為をしたとき、又は登録業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定流通機構に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第五十条の十一 建設大臣は、第五十条の三第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定流通機構に対し、当該業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十条の十二 建設大臣は、第五十条の三第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため

必要があると認めるときは、指定流通機構に対し、当該業務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定流通機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(登録業務の休廃止)

第五十条の十三 指定流通機構は、登録業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の三十日前までに、建設省令で定める事項を建設大臣に届け出なければならない。

2 建設大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十条の十四 建設大臣は、指定流通機構が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定流通機構に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 登録業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

三 第五十条の五第一項の規定により認可を受けた登録業務規程によらないで登録業務を行つたとき。

2 第十六条の十五第三項から第五項までの規定は、前項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

3 建設大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。(他の指定流通機構による登録業務の実施等)

第五十条の十五 建設大臣は、第五十条の十三第三項の規定による登録業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつたとき、前条第一項の規定により指定を取り消したとき若しくは登録業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定流通機構が天災その他の事態により登録業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があることを認めるときは、当該登録業務の全部又は一部を、第五十条の五第一項の認可をした登録業務規程に従ひ、他の指定流通機構に行わせることができる。

2 建設大臣は、前項の規定により他の指定流通機構に登録業務を行わせることとしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する事由が生じた場合における所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、建設省令で定めるところである。

第五十二条第七号ハ中「の規定に違反し」を「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより」、「犯し」を「犯したことにより」に改める。

第六十五条第二項第二号中「第四十七条」の下に「第四十七条の二」を加え、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「第四十七条」の下に「第四十七条の二」を加える。

第六十六条に次の一項を加える。

2 建設大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が第三條の二第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことができる。

第六十八條の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条第一項中「一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止する」を「必要な指示をする」に改め、同条第二項中「前項各号の一に該当する」を「第一項各号の一に

該当する場合又は同項若しくは前項の規定による指示に従わない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、その登録を受けている取引主任者が前項各号の一に該当する場合又は同項若しくは次項の規定による指示に従わない場合においては、当該取引主任者に対し、一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止することができる。

3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県知事の登録を受けている取引主任者が第一項各号の一に該当する場合においては、当該取引主任者に対し、必要な指示をすることができる。

第六十八條の二第一項第四号中「同項」を「同条第二項」に、「同条第二項」を「第四項」に改める。

第七十條第三項中「第六十八條第二項」を「第六十八條第三項又は第四項」に改める。

第七十九條中「五十万円」を「百万円」に改める。

第八十條中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第八十一條及び第八十二條中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第八十三條第一項中「十万円」を「二十万円」に改め、同項第五号中「第六十三條第一項」を「第五十條の十二第一項、第六十三條第一項」に改め、同項第六号中「第六十三條の二第一項」を「第五十條の十二第一項、第六十三條の二第一項」に改める。

第八十三條の二中「指定試験機関」の下に「又は第十六條第三項の指定を受けた者」を加え、同条第二号中「第十六條の十三第一項」の下に「同条第三項において準用する場合を含む」を加える。

第八十五條中「五十万円」を「十万円」に改め、同条を第八十六條とし、第八十四條の次に次の一條を加える。

第八十五條 第五十條の十一の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四條第一項の改正規定（前条第一項を「第三條第一項」に改める部分及び「同条第三項の免許の更新を含む。第二十五條第六項を除き、以下同じ。」を削る部分を除く）、第八條第二項、第九條、第十六條の五第一項、第十六條の十六第二項及び第五十條第二項の改正規定並びに附則第五項及び第八項の規定。この法律の公布の日

二 目次及び第三十四條の二の改正規定、第五章の改正規定（第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に一節を加える改正規定に限る）、第八十三條第一項第五号及び第六号の改正規定、第八十五條を第八十六條とし、第八十四條の次に一條を加える改正規定並びに附則第六項の規定。この法律の公布の日から起算して二年を経過した日

2 改正後の宅地建物取引業法（以下「新法」という。）第三十四條の二第五項の規定による指定に関し必要な手続その他の行為は、前項第二号に掲げる改正規定の施行前においても、新法の例によりすることができる。

3 この法律の施行の際現に改正前の宅地建物取引業法（以下「旧法」という。）第三條第一項の免許（同条第三項の免許の更新を含む。以下同じ。）を受けている者又はこの法律の施行前にした免許の申請に基づきこの法律の施行後に同条第一項の免許を受けた者（免許の更新の場合にあつては、この法律の施行後に免許の有効期間が満了する者を除く。）の当該免許の有効期間については、なお従前の例による。

（免許、登録又は指定の基準に関する経過措置）

4 この法律の施行前に旧法第三條第一項の免許の申請をした者（免許の更新の場合にあつては、この法律の施行後に免許の有効期間が満了する者を除く）、旧法第十八條第一項の登録の申請をした者又は旧法第四十一條第一項第一号、第四十一條の二第一項第一号若しくは第六十四條の二第一項の指定の申請をした者の当該申請に係る免許、登録又は指定の基準については、なお従前の例による。

5 附則第一項第一号に掲げる改正規定の施行前に生じた事由に係る旧法第九條の変更の届出又は旧法第五十條第二項の届出については、なお従前の例による。

6 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前に締結された宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約については、新法第三十四條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 附則第三項に規定する者に対する免許の取消しその他の監督上の処分、この法律の施行の際現に旧法第十八條第一項の登録を受けている者若しくはこの法律の施行前にした当該登録の申請に基づきこの法律の施行後に登録を受けた者に対する登録の取消しその他の監督上の処分又はこの法律の施行の際現に旧法第四十一條第一項第一号、第四十一條の二第一項第一号若しくは第六十四條の二第一項の指定を受けている者若しくはこの法律の施行前にしたこれらの指定の申請に基づきこの法律の施行後に指定を受けた者に対する指定の取消しその他の監督上の処分については、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

8 この法律（附則第一項第一号に掲げる改正規定にあつては、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第五項の規定によりなお従前の例

によることとされる場合における当該規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月二日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月二十七日)

- 一、住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
- 一、電線共同溝の整備等に関する特別措置法案

三月三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、河川法の一部を改正する法律案

河川法の一部を改正する法律案

河川法の一部を改正する法律

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 河川に関する費用(第五十九条第七十四条)」を「第二章の二 河川立体区域(第五十九条第七十四条)」に改める。

第五十八条の二(第五十八条の七)に改める。

第五十四条第一項中「河川区域の下に」(第五十八条の二第一項の規定により指定したものを除く。第三項において同じ。)を加える。

第五十六条第一項中「河川区域の下に」(第五十八条の二第一項の規定により指定するものを除く。)を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 河川立体区域

(河川立体区域)

第五十八条の二 河川管理者は、河川管理施設が、地下に設けられたもの、建物その他の工作物内に設けられたもの又は洪水時の流水を貯留する空間を確保するための柱若しくは壁及びこれらによつて支えられる人工地盤から成

る構造を有するものである場合において、当該河川管理施設の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため必要があると認めるときは、第六条第一項の規定にかかわらず、当該河川管理施設に係る河川区域を地下又は空間について一定の範囲を定めた立体的な区域として指定することができる。

2 河川管理者は、前項の河川区域(以下この章及び第六十六条第三号において「河川立体区域」という。)を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(河川保全立体区域)

第五十八条の三 河川管理者は、河川立体区域を指定する河川管理施設を保全するため必要があると認めるときは、当該河川立体区域に接する一定の範囲の地下又は空間を河川保全立体区域として指定することができる。

2 建設大臣は、河川保全立体区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 河川保全立体区域の指定は、当該河川管理施設を保全するため必要な最小限度の範囲に限つてするものとする。

4 河川管理者は、河川保全立体区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

5 河川保全区域が指定されている前条第一項の河川管理施設について、河川保全立体区域の指定があつたときは、当該河川保全区域の指定は、その効力を失う。

(河川保全立体区域における行為の制限)

第五十八条の四 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受

けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築、改築又は除却

三 載荷重が一平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積

2 第三十三条の規定は、相続人、合併により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

(河川予定立体区域)

第五十八条の五 河川管理者は、河川工事を実施するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川立体区域として指定すべき地下又は空間を河川予定立体区域として指定することができる。

2 河川予定立体区域の指定は、当該河川工事を施行することが当該工事の実施の計画からみて確実となつた日以後でなければ、してはならない。

3 河川管理者は、河川予定立体区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

4 河川予定地が指定されている第五十八条の二第一項の河川管理施設について、河川予定立体区域の指定があつたときは、当該河川予定地の指定は、その効力を失う。

(河川予定立体区域における行為の制限)

第五十八条の六 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行

為については、この限りでない。

一 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

2 河川管理者は、前項の規定による制限により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 第二十二條第四項及び第五項の規定は前項の規定による損失の補償について、第三十三條の規定は相続人、合併により設立される法人その他の第一項の許可を受けた者の一般承継人、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について、準用する。

(河川管理者が権原を取得した河川予定立体区域)

第五十八条の七 河川管理者が河川予定立体区域内の地下又は空間について権原を取得した後にあっては、当該区域が河川立体区域となる前においても、この法律の適用については、その地下又は空間は、河川立体区域内の地下又は空間とみなす。ただし、罰則の適用については、特にその旨の定めがある場合に限る。

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、河川管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定め、当該措置を行わなければならないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行

う旨を、あらかじめ公告しなければならぬ。

第七十七條第一項中「若しくは第五十七條第一項を」と、第五十七條第一項、第五十八條の四第一項若しくは第五十八條の六第一項に、「第七十五條を」第七十五條第一項若しくは第二項に、「行なわするを」を行わするに改める。

第八十七條中「又は河川予定地を」と、河川予定地、河川保全立地体区域又は河川予定立地体区域に、「行なつてを」を行つてに、「若しくは第五十七條第二項を」と、第五十七條第一項、第五十八條の四第一項若しくは第五十八條の六第一項に、「行ないを」を行いに改める。

第八十九條第一項中「若しくは河川予定地を」と、河川予定地、河川保全立地体区域若しくは河川予定立地体区域に、「行なうを」を行うに改める。

第九十五條中「行なうを」を行うに、「及び第五十七條第一項を」と、第五十七條第一項、第五十八條の四第一項及び第五十八條の六第一項に改める。

第九十七條第三項第一号中「若しくは第五十七條第一項を」と、第五十七條第一項、第五十八條の四第一項若しくは第五十八條の六第一項に改める。

第二百四條を次のように改める。

第二百四條 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十五條第一項の規定に違反して、河川保全区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

二 第五十八條の四第一項の規定に違反して、河川保全立地体区域内において同項各号の一に該当する行為をした者

第二百五條第四号中「又は第五十五條第一項を」と、第五十五條第一項又は第五十八條の四第一項に改める。

第六十六條第三号中「河川予定地内の土地の下に」とは第五十八條の七の規定により河川立地体区域内の地下若しくは空間とみなされる河川予定立地体区域内の地下若しくは空間を加え、同条第四号

及び第五号中「河川予定地内の土地の下に」とは同号に規定する河川予定立地体区域内の地下若しくは空間を加える。

第八十八條中「及び第五十七條第三項を」と、第五十七條第三項、第五十八條の四第二項及び第五十八條の六第三項に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（不動産登記法の一部改正）

2 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九十條第一項中「高規格堤防特別区域内」の下に「又は同法第五十八條の二第二項ノ河川立地体区域内」を加え、同条第二項及び第三項中「高規格堤防特別区域内」の下に「若クハ河川立地体区域内」を加える。

（採石法の一部改正）

3 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「若しくは第五十六條を」と、第五十六條、第五十八條の三若しくは第五十八條の五に、「土地若しくは河川予定地を」と、土地、河川予定地、河川保全立地体区域内の土地若しくは河川予定立地体区域内の土地に、「基き」を「基つき」に、「河川保全区域若しくは河川予定地を」と「河川保全区域、河川予定地、河川保全立地体区域若しくは河川予定立地体区域」に改める。

（砂利採取法の一部改正）

4 砂利採取法（昭和四十二年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十六條中「及び同法第五十四條第一項を」と（同法第五十八條の二第一項の規定により指定されたものを含む）、同法第五十四條第一項に改め、「河川保全区域」の下に「及び同法第五十八條の三第一項に規定する河川保全立地体区域」を、「第五十五條第一項」の下に「及び第五十

八條の四第一項」を加える。

第二十七條第一項中「又は第五十五條第一項を」と、第五十五條第一項又は第五十八條の四第一項に改め、同条第二項中「又は第五十五條第一項を」と、第五十五條第一項又は第五十八條の四第一項に改め、「第五十五條第二項」の下に「及び第五十八條の四第二項」を加え、同条第三項中「又は第五十五條第一項を」と、第五十五條第一項又は第五十八條の四第二項に改める。

（自転車道の整備等に関する法律の一部改正）
5 自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「河川区域」の下に「（同法第五十八條の二の規定により指定されたものを含む）」を加える。

三月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（第二二七号）（第二三一号）（第二三八号）（第二五三三号）（第二五七号）

第二二七号 平成七年二月十七日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（三通）

請願者 熊本県人吉市五日町五三ノ二 平野靖子 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二三二号 平成七年二月二十日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（四通）

請願者 熊本県人吉市中神町二二三 緒方茂己 外三名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二三八号 平成七年二月二十一日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（十通）

請願者 熊本県八代市西宮町一、四八〇ノ三 橋口寛 外九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二五三三号 平成七年二月二十二日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（十通）

請願者 熊本県本山一ノ六ノ四三 堅島隆吉 外九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二五七号 平成七年二月二十三日受理

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願（十通）

請願者 熊本県市御領町五三ノ三三 丸田みどり 外九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

三月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、都市緑地保全法の一部を改正する法律案

都市緑地保全法の一部を改正する法律案

都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 緑地協定（第十四条―第二十

条）」を第三章の二「市民緑地（第二十條の二）第

三章の三 緑地管理機構（第二十條の六

―第二十條の五）に改める。

事項について、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる次の各号に掲げる土地の区域に応

じそれぞれ当該各号に定める者と協議しなければならぬ。ただし、都道府県が当該都道府県

の区域(指定都市の区域及び中核市の区域(中核

市の区域にあつては、緑地保全地区の区域に限る。）を除く。）内の土地について、指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核

市が当該中核市の区域内の緑地保全地区内の土地について市民緑地契約を締結する場合は、この限りでない。

一 首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域（緑地保全地区を除く）

く。内の土地の区域 都府県知事(当該土地
が指定都市の区域内に存する場合にあつて
は、当該指定都市の長)

二 緑地保全地区内の土地の区域 都道府県知事(当該土地が指定都市の区域内に存する場合

合にあつては当該指定都市の長、当該土地が
中核市の区域内に存する場合にあつては当該
中核市の長
地方公共団体又は第一項の緑地管理機構は、

市民緑地契約を締結したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、市民緑地の区域である旨を当該区域内に明示しな

ければならない。

(国等の援助)

第二十条の三 国及び地方公共団体は、市民緑地

の適切な管理を図るため、市民緑地の設置及び管理を行う地方公共団体又は前条第一項の緑地管理機構に対し、必要な助言、指導その他の援

助を行うよう努めるものとする。

(首都圏近郊緑地保全法等の特例)

第二十条の四 首都圏近郊緑地保全法第三条第一

項の規定による近郊緑地保全区域（緑地保全地区を除く。）内において行う行為で、市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の

事項について、あらかじめ、当該市民緑地契約の対象となる次の各号に掲げる土地の区域に際し、それぞれ当該各号に定める者と協議しなければならない。ただし、都道府県が当該都道府県内の区域（指定都市の区域及び中核市の区域（中核

市の区域にあつては、緑地保全地区の区域に限

るを()を除く。内の土地について、指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核

市が当該中核市の区域内の緑地保全地区内の土地について市民緑地契約を締結する場合は、この限りでない。

一 首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定に

よる近郊緑地保全区域（緑地保全地区を除く）内の土地の区域 都府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつて

二 緑地保全地区内の土地の区域 都道府県知事(当該土地が指定都市の区域内に存する場合、当該指定都市の長)

合にあつては当該指定都市の長、当該土地が中核市の区域内に存する場合にあつては当該中核市の長）

地方公共団体又は第一項の緑地管理機構は、市民緑地契約を締結したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、市長も、同様に公告し、その旨を公表する。

自給地の区域である旨を当該区域内に明示しなければならぬ。

の適切な管理を図るため、市民緑地の設置及び管理を行う地方公共団体又は前条第一項の緑地管理業務に付、必要な助言、指導その他の愛

助を行うよう努めるものとする。

(首都圏近郊緑地保全法等の特例)

第二十条の四 首都圏近郊緑地保全法第三条第一

項の規定による近郊緑地保全区域(緑地保全地区を除く。)内において行う行為で、市民緑地契

保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行うものについては、同法第八条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域(緑地保全地区を除く。)内において行う行為で、市民緑地の保全において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行うものについては、同法第九条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第二十条の五 次条第一項の規定により指定された緑地管理機構が管理する市民緑地内の樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十一年法律第四百四十二号)第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十一号)第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構」とする。

第三章の三 緑地管理機構

(指定)

第二十条の六 都道府県知事は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを認められるものを、その申請により、緑地管理機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十条の七 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 市民緑地の設置及び管理又は都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取つた緑地の保全を行うこと。

二 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

四 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(地方公共団体との連携)

第二十条の八 機構は、地方公共団体との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第二十条の九 都道府県知事は、機構の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第二十条の十 都道府県知事は、機構が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十条の十一 国及び地方公共団体は、機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第二十三条に次の一号を加える。

四 第二十条の九の規定による都道府県知事の命令に違反する行為をした者

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(緑化協定に関する経過措置)

2 この法律の施行前に改正前の都市緑地保全法(以下「旧法」という。)第十六条第二項(旧法第十七条第二項及び第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた緑化協定は、改正後の都市緑地保全法(以下「新法」という。)第十六条第二項(新法第十七条第二項及び第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた緑地協定とみなす。この場合において、平成六年十月二十日前に旧法第二十条第三項において準用する旧法第十六条第二項の規定による認可の公告のあつた緑化協定が緑地協定としての効力を有することとなる時期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に行われた旧法第十四条第四項、第十七条第一項又は第二十条第一項の規定による認可の申請は、新法第十四条第四項、第十七条第一項又は第二十条第一項の規定による認可の申請とみなす。

(地方自治法の一部改正)

4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二(第二号二十五の二十二)中「緑化協定」を「緑地協定」に改める。

平成七年三月十四日印刷

平成七年三月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局